

Pick Up 04

各種教室に参加してみませんか 障害者いきいき事業 受講者募集

問 障害者支援課 ☎435-1060
FAX 431-2840

1 創作的活動・社会適応訓練・レクリエーション
●期間／4月～令和9年3月(回数は年間15回)

教室名	日時	定員
編物	第1・3回 10:00～12:00	20人
華道	第2・4回 13:30～15:30	6人
パソコン	聴覚障害者 第2・4回 10:00～12:00	10人
	視覚障害者 第1・3回 10:00～12:00	10人
	ワード初級 第2・4回 10:00～12:00	10人
	エクセル初級 第2・4回 13:30～15:30	10人
体操	第1・3回 10:00～11:30	17人
ヨガ	第1・3回 13:30～15:00	17人
茶道	第2・4回 10:00～12:00	10人
絵画	第1・3回 10:00～12:00	12人
点字	第1・3回 13:30～15:30	6人
囲碁	第2・4回 13:30～15:30	10人
将棋	第2・4回 10:00～12:00	10人
着物着付け	第2・4回 13:30～15:30	8人
書道	第1・3回 10:00～12:00	20人
カラオケ	第1・3回 13:30～15:30	20人
陶芸	第2・4回 10:00～12:00	15人
手話	聴覚障害者 第2・4回 13:30～15:30	15人
	聴覚障害者以外 第1・3回 13:30～15:30	10人
料理	第2・4回 10:00～12:00	14人

※パソコン教室(聴覚障害者)とは聴覚障害者対象で、内容はエクセル初級になります。また聴覚障害者で手話、要約筆記、ヒアリンググループが必要でない方はパソコン教室(ワード初級・エクセル初級)に参加する事ができます。

2 機能回復訓練 ●期間／5月～令和9年3月

内容	回数	日時	定員
作業療法	午前 33回	第1～3回 10:00～12:00	6人
	午後 33回	第1～3回 13:00～16:00	8人
理学療法	午前 33回	第1～3回 10:00～12:00	6人
	午後 33回	第1～3回 13:00～16:00	8人
言語療法	11回	第1回 13:00～16:00	6人

- 対象／市内在住で身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
※2機能回復訓練は令和8年4月1日現在18歳以上65歳未満の方
- 費用／開催回数×100円(教室により材料費やテキスト代が必要)
- 申込／3月15日回までに、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費(指定難病)受給者証を持参し、ふれ愛センターまで(9時～17時受付)
※2機能回復訓練はお薬手帳も必要
※本人・家族以外の申込や、電話・FAXでの申込不可。申込多数の場合は抽選。申込が少ない教室は開催しない場合あり。手話、要約筆記、ヒアリンググループが必要な方および介助者同伴の方、車椅子利用の方は、利用申請書にその旨記入
- 実施場所・問合先／ふれ愛センター(木広町5丁目1-9、月曜休み) ☎433-8866、FAX 433-8868

Pick Up 05

自閉症啓発事業 和歌山城ブルーライトアップ

問 障害者支援課 ☎435-1060
FAX 431-2840

4月2日の「世界自閉症啓発デー」に合わせ、自閉症についての理解・啓発促進を目的に、和歌山城を自閉症のテーマカラーであるブルーにライトアップします。



「世界自閉症啓発デー」とは

平成19年の国連総会で、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組が行われています。

世界各地の名所旧跡等において自閉症のテーマカラーである「希望」と「癒し」を表す青色でライトアップが行われており、日本では、4月2日から8日を発達障害啓発週間として、様々な啓発普及活動が行われています。

本市においても、今年で11回目の取組となる、市のシンボルである和歌山城や和歌山城ホール・市堀川水辺をブルーにライトアップし、自閉症について理解を深める啓発活動を行います。

自閉症について正しい知識と理解を深め、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現をめざしましょう。

注目ポイント

和歌山城においては、例年どおり桜祭りが行われており、各所の桜が提灯の灯りによってきれいに映し出されています。それに加え、和歌山城がブルーにライトアップされるという特別な演出がなされます。和歌山城ホールの屋上からご鑑賞いただくとより幻想的な和歌山城を楽しむことができます。一年に一度のこの機会を見逃さないよう、青色のものを身に着けて、和歌山城へぜひお越しください。

Pick Up 01

和歌山市地域商品券を配布します

物価高騰の影響を受けている生活者および事業者への支援として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「和歌山市地域商品券」を配布します。

配布対象	令和8年1月15日困時点での和歌山市の住民基本台帳に記載されている方
金額	1人あたり6,000円(1,000円券×6枚) ※券種：紙商品券
配布方法	世帯主宛に、対面式の記録付配送により全戸配布します。 ※申込は不要です。 ※市内全世帯への配布完了まで、3か月程度かかる場合があります。
配布開始日	令和8年3月16日(日)から順次発送
利用開始日	受取後すぐにご利用いただけます。
利用期限	令和8年9月15日(日)まで
利用方法	利用可能店舗でのお会計時に、和歌山市地域商品券をお渡しください。 ※おつりは出ません。現金等と併用してご利用ください。 ※利用可能店舗は、商品券に同封のリーフレットおよび和歌山市地域商品券専用ホームページでご確認いただけます。 (リーフレット作成後に追加された店舗は専用ホームページをご確認ください。)

問合先

和歌山市地域商品券事業事務局コールセンター
☎0120-138-520 (9時～17時30分 土・日・祝日含む)

和歌山市地域商品券専用ホームページ
URL: <https://wakayama-gift2026.jp>



HP

Pick Up 02

物価高対応子育て応援手当の申請はお済みですか？

問 こども家庭課 ☎435-1219

物価高対応子育て応援手当につきまして、以下の対象者の方は申請が必要です。

- 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者の方(公務員を含む)
- 令和7年9月分(令和7年9月出生児童を含む)の児童手当の支給を受けており、令和7年9月30日時点で本市に住民登録がある公務員の方
- 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚(離婚調停中等を含む。)により新たに児童手当の受給者となった方(公務員を含む)



●申請受付期間／令和8年4月30日(日)まで

令和7年9月分(令和7年9月出生児童を含む)の児童手当支給対象児童分の手当については、支給済みのため申請は不要です。(公務員は除く)詳しくは市HP(ID:1066501)でご確認ください。



HP

Pick Up 03

マイナポータルを利用して転出手続きができます

問 市民課 ☎435-1027

マイナンバーカードをお持ちの方は、和歌山市外(国外を除く)へ引っ越しするときの手続き(転出届)について、マイナポータルを通じてオンラインでの届出ができます。ただし、別途転入先市区町村の窓口へマイナンバーカードを持参し、転入手続きが必要です。詳しくは市HP(ID:1048096)でご確認ください。



HP



障害児者外出支援（障害のある方）

サービスの利用には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

●手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

▶ 交付場所／障害者支援課（東庁舎1階）、支所・連絡所

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①身体障害者手帳・療育手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類と代理人の印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合、重複受け取り不可

☎ 障害者支援課 ☎435-1060、FAX 431-2840

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▶ 交付場所／保健対策課（保健所2階8番窓口）のみ

▶ 交付開始日／3月18日頃から

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類と代理人の印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合、重複受け取り不可

☎ 保健対策課 ☎488-5163、FAX 431-9980

●サービスの内容（①と②はどちらか選択）

1 バスカード

利用できる路線	料金
和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）	無料 （月2日利用可）

2 公衆浴場回数券（月2回利用できる券）

▶ 利用料金／大人1回100円（12歳未満無料）

▶ 利用できる浴場／元気70パスの利用可能浴場（右ページ下部）のうち、★マークがついている浴場

3 福祉タクシー利用券（1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方）

対象	内容	利用できるタクシー
1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方	1枚500円の利用券を24枚	市と契約している法人・個人タクシー
下肢・体幹・視覚・脳原性運動機能障害（移動機能障害）1・2級の方	1枚500円の利用券を30枚	

※乗車1回につき1枚まで利用可

和歌山市シニアハンドブック

高齢者の暮らしに役立つさまざまな情報を掲載しています。

▶ 配布場所／高齢者・地域福祉課、支所・連絡所等 ※市HP（ID：1030217）からも閲覧可

交付開始日（共通） 元気70パス事業 障害児者外出支援事業

交付開始日以降も随時受け付けます。

交付開始日は混雑が予想されます。混雑緩和にご協力をお願いいたします。

交付開始	交付場所	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
3/18 困から	市役所 東庁舎 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063 障害者支援課 ☎435-1060	
3/19 困から	東山東支所 ☎478-0004 西山東支所 ☎478-0007 山口支所 ☎461-1011 川永支所 ☎461-1004 雑賀崎支所 ☎444-0049 田野支所 ☎445-0356	
3/23 困から	紀伊支所 ☎461-0031 有功支所 ☎461-6279 直川支所 ☎461-0021 三田連絡所 ☎471-1754 西和佐支所 ☎471-3651 和佐支所 ☎477-0001 小倉支所 ☎477-0415	
3/24 困から	加太支所 ☎459-0001 湊連絡所 ☎455-0702 野崎連絡所 ☎455-1293 松江連絡所 ☎455-0022 木本連絡所 ☎455-0035 西脇支所 ☎455-0030 貴志連絡所 ☎455-0009 楠見連絡所 ☎455-1704	
3/25 困から	吹上連絡所 ☎425-8775 砂山連絡所 ☎423-3832 今福連絡所 ☎436-2782 高松連絡所 ☎422-2874 芦原連絡所 ☎422-1605 宮前連絡所 ☎422-1671 雑賀支所 ☎446-2701 和歌浦支所 ☎444-0001 名草支所 ☎444-1001 岡崎支所 ☎471-1783 安原支所 ☎479-0001	
3/26 困から	広瀬連絡所 ☎422-2007 新南連絡所 ☎422-1621 四箇郷連絡所 ☎471-2210 中之島連絡所 ☎422-4695 宮北連絡所 ☎471-2218 宮連絡所 ☎471-0486	
3/27 困から	大新連絡所 ☎422-4534 本町連絡所 ☎422-3028 城北連絡所 ☎431-2717 雄湊連絡所 ☎422-9533	
3/30 困から		

※支所連絡所の受付時間は10時～16時

06 Pick Up

令和8年度 元気70パス事業・障害児者外出支援事業

バスカード・公衆浴場回数券等を交付します



●すでにバスカードを受け取っている方は手続き不要です。

（ただし、バスカード以外の券の交付、サービス変更の場合は手続きが必要）

●令和8年度分の各券（老人優待利用券を除く）は令和8年4月1日から利用可能です。

そのうち、バスカード以外の各券の利用期限は令和9年3月31日です。

●バスカード以外の各券は紛失・盗難等による再発行はできません。

●本人のみご利用いただけます。貸与・譲渡など不正に使用した場合、返還していただくことがあります。

元気70パス（70歳以上の方）

サービスの利用には、顔写真貼付済みの老人優待利用券の提示が必要です。

●手続きについて

70歳以上の市民の方が対象 ※令和8年度中に70歳になる方は誕生月以降

▶ 交付場所／

高齢者・地域福祉課（東庁舎2階）、支所・連絡所（交付開始日は左ページの一覧のとおり）

※支所・連絡所で受け取る場合は、できるだけお住まいの地区の支所・連絡所へお越しください。

▶ 受け取りに必要なもの／

①本人確認書類（老人優待利用券・マイナンバーカードなど）・②印鑑・③顔写真（初めて受け取る方のみ。横3cm×縦4cmで6か月以内に撮影したもの。） ※代理人が受け取る場合、本人の①・③と代理人の①・②が必要

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

●サービス内容（①と②はどちらか選択）

1 バスカード

利用できる路線	料金
和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）	1乗車100円 （何回でも利用可）

2 駐車場利用券

利用できるところ	助成
① 中央駐車場・北駐車場	160円分
② 城北公園地下駐車場	200円分
③ けやき大通り地下駐車場	300円分
④ 本町地下駐車場	100円分

※無料時間を越えた分の料金は自己負担
※本人が同乗していれば利用可（何回でも利用可）
※他の減免との併用不可
※①は1時間以上、②③④は30分以上の駐車に限る

3 公衆浴場回数券

地区	利用できる浴場	料金
加太	★新町温泉 ☎459-1126	200円
宮北	★信節温泉 ☎471-3737	200円
本町	★山吹温泉 ☎423-3991	200円
	ふくろうの湯 ☎423-4126 ※2	600円
大新	★幸福湯 ☎433-4526	200円
芦原	★芦原共同浴場 ☎436-0717	100円
宮前	★杭の瀬共同浴場 ☎473-0793	100円
	★手平温泉 ☎423-1020	200円
	★万歳湯 ☎425-4862	

地区	利用できる浴場	料金
今福	★神明湯 ☎423-6484	200円
	★ユーバス ☎426-2641 ※1	
	★今福湯 ☎423-2341	
和歌浦	★浜湯温泉 ☎444-7623	200円
	★フレックス ☎447-3123 ※2	
名草	花の湯 ☎444-1004 ※2	570円
	黒潮温泉 ☎448-1126	平日550円 土日祝600円

★マークは障害児者外出支援事業（詳細は左ページ）でも利用可
※1 全浴場を使用する場合は別途料金が必要
※2 回数券の利用できる日時に一部制限あり

老人優待利用券

市内の一部公共施設等を無料または低額で利用できます。（有効期限はありません）

▶ 対象／65歳以上の市民の方 ※令和8年度中に65歳になる方は誕生月以降

▶ 申込場所／高齢者・地域福祉課、支所・連絡所

▶ 申込に必要なもの／①本人確認書類（マイナンバーカードなど）・②印鑑 ※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の①・②が必要 ☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063



08 3月は「自殺対策強化月間」です

保健対策課 ☎ 488-5117



国では、例年自殺者数が増加する傾向にある3月を「自殺対策強化月間」と定めています。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、さまざまな問題が複雑に関係しています。和歌山市では、「誰も自殺に追い込まれることのない、いのちを支える和歌山市の実現」に向け、こころの健康に関する相談対応や、自殺対策についての普及啓発活動等にも取り組んでいます。自殺対策は一人でも多くの方の力が必要です。

※本市の取り組みや各種相談窓口については、市HP (ID: 1005459) をご覧ください。



令和7年度「いのち支えるポスターコンクール」 入選作品展示

本市では自殺対策の取り組みの一環として、毎年「いのちの尊さ」や「人とのつながりの大切さ」が伝わる作品を募集しています。今年度は123点もの応募をいただき、10名の方が入選されました。

【市長賞】



まえがいと 美空 様

● 期間 / 3月5日(金)～13日(金)

● 場所 / 市役所1階 市民ギャラリー

【優秀賞 (一般)】



みやお 隼斗 様

【優秀賞 (高校生)】



はしもと ありさ 様

【優秀賞 (中学生)】



たまがわ 寛人 様

【優秀賞 (小学生以下)】



しま 嶋 藤慧 様

悩みごと心配ごとの相談窓口

電話・LINE 相談	電話番号	受付時間	
本人・周囲の方のこころの健康に関する相談	市保健所保健対策課 「こころの健康対策グループ」	488-5117	● 月～金の8時30分～17時15分 (年末年始・祝日除く)
	県「こころの電話」	435-5192	● 月～金の9時30分～12時、13時～16時 (年末年始・祝日除く)
生きづらさを感じておられる方、大切な人を自死で亡くされた方の相談	県「はあとライン」	0570-064-556	● 24時間 365日対応
	県公式LINE相談 「いのちのセーフティーラインわかやま」	 登録はこちら	● 月～金の9時～17時 (年末年始・祝日除く)
さまざまな不安や心の危機に直面している方、身近に相談できる人がなく一人で悩んでいる方の相談		424-5000	● 毎日10時～22時
	和歌山いのちの電話協会	0570-783-556 (ナビダイヤル)	● 毎日10時～22時
		0120-783-556 (フリーダイヤル)	● 毎月10日 24時間 ● 毎日16時～21時

来所相談も受け付けています

- ①精神科医による定期相談 ●日時/偶数月: 第1回・奇数月: 第4回、毎月第3回の13時～15時
- ②うつ病夜間相談 ●日時/第2回の18時～20時
- ③精神保健福祉相談員や保健師による相談 ●日時/随時
- ①②③ともに予約制 ●予約・問合先/保健対策課 ☎ 488-5117 ※月～金の8時30分～17時15分受付 (年末年始・祝日除く)

07 令和8年度 固定資産に関する台帳の縦覧・閲覧のおしらせ

資産税課 ▶ 土地のこと ☎ 435-1209 ▶ 家屋のこと ☎ 435-1210 ▶ 償却資産、縦覧・閲覧のこと ☎ 435-1037

1 「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

縦覧は、自己の所有する土地・家屋の固定資産税評価額と、他の土地・家屋の固定資産税評価額を比較できる制度です。

- 期間 / 4月1日(水)～6月1日(月) ※土日祝日を除く
- 場所 / 資産税課窓口 (市役所2階5番)
- 縦覧できる事項 /
 - 【土地】 所在・地番・地目・地積・価格 (評価額)
 - 【家屋】 所在・種類・構造・床面積・価格 (評価額)
- 対象 / 市内に土地や家屋を所有し、固定資産税が課税されている方
- 費用 / 無料
- 持ち物 / 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等) ※法人の場合は、法人代表者印 (委任状でも可)

【縦覧の注意点】

- 土地のみ所有している方は家屋の縦覧はできません。また、家屋のみ所有している方は土地の縦覧はできません。
- 縦覧帳簿には、所有者の住所、氏名および税額は記載していません。

2 「固定資産課税台帳」の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に記載されている自己の資産または借りている物件内容を確認することができる制度です。

- 期間 / 一年を通じて閲覧することができます。
- 場所 / 資産税課窓口 (市役所2階5番)
- 費用 / 1台帳 300円 (4月1日(水)～6月1日(月)は無料)
- 対象 / 市内に土地や家屋などを所有している方、市内の土地や家屋を借りている方 など
- 閲覧できる事項 /
 - 【土地】 所在・地番・地目・地積・価格 (評価額)・税額等
 - 【家屋】 所在・種類・構造・床面積・価格 (評価額)・税額等
- 持ち物 / 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等) ※法人の場合は、法人代表者印 (委任状でも可)、借地人・借家人の場合は、賃貸借契約書等

3 審査の申出・不服申立て

● 「価格 (評価額) 以外に不服」がある場合

固定資産税課各担当係

納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長あてに「審査請求」することができます。

● 固定資産課税台帳に登録された「価格 (評価額) に不服」がある場合

固定資産評価審査委員会事務局 ☎ 435-1148

台帳登録の公示の日以後、納税通知書を受け取った日 (5月中旬予定) の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

ただし、令和8年度は基準年度 (3年に一度の評価替えを行う年度) ではないため、審査の申出ができるのは以下の場合のみです。なお、次回の基準年度は令和9年度です。

- 【土地】 地価の下落に伴う価格の修正について (修正以外の事項は、審査の対象となりません。)
- 前年中に分・合筆、地目の変換等があった場合
- 【家屋】 前年中に新・増改築等があった場合

固定資産税・都市計画税の納期限

- 1期 6月1日(月)
- 2期 7月31日(金)
- 3期 11月30日(月)
- 4期 令和9年 2月1日(月)

※納期限を過ぎると延滞金が加算されますのでご注意ください

固定資産税 よくある質問



Q. 住宅用地と非住宅用地は税負担が違う？

A. はい。住宅用地には特例があり、住宅用地以外の土地 (工場や貸し駐車場用地など) と比べて税負担が低くなっています。住宅を壊して月極駐車場にした場合などは、固定資産税の負担が大きくなりますのでご注意ください。

Q. 私道は固定資産税の減額がある？

A. 個人名義の土地であっても、公衆用道路として使用されている、または所有者の異なる2筆2戸以上の住宅の進入路として使用している場合は、減額措置が適用される場合があります。詳細は資産税課へご相談ください。